下水道使用料見直しに関するご意見等について

資料１

審議委員数　17
回答者数　　9

1. 下水道使用料見直しに関するご意見等について

(1) ご意見・ご質問と回答

質問・意見等	事務局からの回答
基本水量を廃止し、使用水量に応じた負担とする方向性については、公平性の観点から妥当と考えます。一方、初期単価を10円／㎥と設定した根拠について、類似都市との比較だけでなく、例えば、5円、10円、20円と複数の初期単価を設定した場合の少量使用者の負担額及び使用料収入への影響を比較した試算は行っているでしょうか。10円／㎥が適切であることを確認するためにも、初期単価を変化させた場合の感度分析を示していただけると、より理解しやすいと考えます。	中核市の初期単価は、最低の2円から最高の80円までの間で設定額はさまざまで、平均が29円という状況です。 第5回審議会資料では、10円（税込11円）としてシミュレーションを実施しました。 シミュレーションでは、まず、初期単価による収入額を確保した上で、改定による必要増収額を満たすため基本使用料及び超過使用料を改定することとしています。 初期単価を5円とした場合は、初期単価による収入額は減少し、他の区分での収入が増加することとなります。 パターン③の場合、10円の場合より基本使用料、超過使用料ともに単価表の増加率は高くなり、結果としての使用料の目安では、使用量が多いほど増加率が高くなる結果となりました。 また、20円とした場合は、使用量が8㎥の場合、これだけで160円の増額となります。初期単価による収入が増加することで、10円の場合より他の区分での収入が減少し、結果としての使用料の目安では、使用量が少ないほど増加率が高くなる結果となりました。 単価10円は、過度な負担の増加とならないよう配慮した単価設定であり、将来的には、超過使用料の他の段階とのバランスを検討していくことが必要であると考えております。
基本水量の廃止は同意します。初期単価10円／㎥は分からない。	基本水量の廃止と初期単価の導入によって最も影響を受ける使用者は、1か月に8立法メートルを使用する方です。 現行料金での最低単価である170.5円／㎥（税抜155円）を9段階に細分化した値（税抜17円）や他市の状況等を勘案し、過度な増加とならないよう配慮したものです。
以下の提案は前回の議事範疇になるかもしれません。 ①電気代の例ですが、使用量0の期間は、基本料金が半額になります。下水道使用料が0㎥の場合は、基本使用料を減額することはできないでしょうか。1㎥以上の使用者との公平性の観点からの提案です。 ②基本水量の廃止と初期単価10円／㎥の設定を組み合わせた見直し案の懸念、留意点、それによって他の使用者への影響が寡少であるならば問題なしと考えます。 ③基本使用料による収入割合が中核市平均や協会の例示と比較して適正水準と言い切る資料の提示を求めます。	①ご提案ありがとうございます。 汚水を流した方と流さなかった方との公平性の観点からのご提案ではございますが、流せる状態であること、施設等が整備・維持管理されていることによる基本使用料のご負担にご理解をお願いいたします。 なお、一定期間ご使用の予定がない方には、使用休止（中止）の届出をいただくことで、ご負担（基本使用料）は発生しません。 ②超過使用料の最初の段階を“初期単価”と表現しています。基本水量を廃止した場合、1立法メートルから超過使用料が適用になりますので、使用量がゼロでない限り、すべての方に適用となります。これまで負担をしていなかった方（使用量が8㎥以下の方）に最も影響があるため、過度な負担の増とならないよう、単価を10円／㎥と設定し緩和措置を講じるものです。（現行使用料の最低単価は170.5円／㎥） 基本水量を廃止し、単価を10円／㎥とした場合の、単純な影響額については、第4回審議会資料3－2の11ページ、12ページのとおりです。 第5回審議会では、改定率を適用したシミュレーションを行いましたので、ご審議をお願いいたします。 ③4ページに掲載の中核市及び県内市の基本使用料収入と超過使用料収入に関する比較資料をご覧ください。 （令和7年度 第4回経営審議会資料2抜粋）

料金については、何でも値上がりするこの世勢、仕方なくむしろ値上げは必然と思いますが、今回の問いは私には理解できる内容ではありません。水はなくてはならないのが大事と、今後基本料金にどう反映するのかが気になるところです。どんなに高くなっても水は必要なもの、元鷲澤市長が言っていました「長野の水はうまいんだ」と。守られるなら変化に対応してほしいです。	第5回審議会では、改定率を適用したシミュレーションを行いました。汚水量ごとの使用料等をご覧いただき、ご審議をお願いいたします。
①基本水量が廃止になった場合、空き家・長期不在・一人世帯等の負担は減ります。 ②また、使用量分だけ支払う仕組みは節水に繋がると思います。 ③ただ、大都市と比べ、山間地で土地の広い地域であり下水道施設の維持管理にかかる経費は平等に負担していく設定もありかと思います。 ④　基本水量の廃止と初期単価設定すると、基本水量のある現在より値上がりになるのでしょうか。	①基本水量が廃止になっても、負担が減ることはございません。今回の改定では基本使用料自体も引き上げる予定であるため、水を使わない空き家（0㎥）であっても基本使用料が増額となります。仮に、現行料金のまま値上げを行わない場合でも、0㎥の基本使用料は変わらず（据え置き）、1㎥でも使用すれば超過使用料がかかる仕組みのため、単身世帯等を含めて料金が下がることはありません。 ②ご指摘のとおり、使用料改定により、節水意識が働くことが考えられます。 ③ご指摘のとおり、長野市は市域が広く、高低差もあることから、今後も下水道施設等の維持管理に多額の費用が見込まれます。施設等の維持管理等の経費を賄うため、基本使用料と超過使用料に固定費を適正に配分し、安定した経営を目指してまいります。 ④水をお使いいただく以上は、1㎥あたり10円（税込11円）の初期単価がかかりますので、使用量に応じて11円～88円の負担増となります。これは「使った分だけ負担いただく」という公平性を確保するためですが、9㎥以上の単価（現行は170.5円）をそのまま適用するのではなく、10円という低廉な初期単価を設定することで、負担が緩やかになるよう配慮しております。
少量使用者への負担に配慮した案　使った分だけ支払うということは使用者の方々にも納得していただけるのではないでしょうか。しかしながら、人口減少や高齢化に伴い、収入が少なくなる中、資金も減っていくと思うし大規模災害に見舞われた時の対策も考えて、考慮が必要ではないでしょうか。	下水道ビジョン・経営戦略に基づき、計画的に事業を進めるとともに、人口減少時代を見据え、下水道事業を安定して継続するため、定期的な見直しを行ってまいります。
基本水量の廃止等の今回の見直しは、5㎥以下使用者の負担軽減になると思いますが、概算で改定率8.9%とすると不足分6.9億円、見直し案での収入分1億円　（見込み）を　除くと残りの不足分5.9億円になります。この額を総請求件数で割ると　約303円の値上げが必要となります。これに見直し案の8㎥を超える増額88円を加えると391円、5㎥の増額55円を加えると358円となります。しかし、見直し案を含まない不足分6.9億円を総請求件数で割ると356円の値上げが必要となります。見直し案を導入しない方が、7～8割位の　使用者が負担減となると考えられます。	今回の見直しにおける重要な目的は、現在、汚水の排出量が1㎥の方と8㎥の方が同じ料金をご負担いただいている状況を見直し、「汚水を排出した量に応じてご負担いただく」という公平な料金体系へ移行することです。 「不足額を総請求件数で割る」というご意見は、全ての使用者で均等に負担するという考え方であり、結果として、改定額を基本使用料に反映する形に近いものと理解しております。初期単価と組み合わせた場合との比較はご試算のとおりです。しかし、この場合でも、月額300円を超える負担増となり、基本使用料の増額は特に汚水排出量の少ない使用者にとっては、負担感が増すところであり課題であると認識しております。 そこで、公平性の確保という原則に基づき基本水量の廃止を前提としながら、不足する費用を基本使用料と超過使用料の両方にバランス良く配分する案についても、併せてご検討いただきたく存じます。 第5回審議会では、今回いただいたご意見も踏まえ、基本水量を廃止した場合の具体的な料金シミュレーションを複数お示しし、皆様にご審議いただきたいと考えております。

①基本水量について 長野市公共下水道条例には「基本水量」の定義もなく文言もないと思います。「汚水排除量」のことだと思いますが、条例改正を見越しての記述ということでしょうか。 ②基本使用料について 今回の使用料改定では「下水道使用料体系の見直し」とあり、基本使用料の概念が8㎥までの汚水排除量によるものでなく、量にかかわらず使用者すべてに一律に納付することとなる見直しと理解しました。これは長野市公共下水道条例第19条の「汚水の量に応じ使用料を納付しなければならない」の規定に反するとも考えられますので、使用料見直しに合わせ条例の再考が必要と考えます。 ③基本使用料の改定率について 汚水排除量0～8㎥に対し、単価10円の設定により排除量に見合う使用料体系になることは理解できます。これを踏まえ今後行うであろう使用料改定率（8.9%と記述があります）の応分の割り付けについて、すべての使用者に該当する見直し後の基本使用料改定率については、既に10円設定により他の超過使用料区分より概ね5%前後（8㎥で5.9%とある）増加しているので、平均として予想される改定率8.9%に対し基本使用料改定率は1/2（概ね4.5%～5.0%）下げることが理解を得やすく妥当ではないかと考えます。	①第4回審議会資料3－2の2ページの記載は、「基本水量」と「基本使用料」の混同がないよう、説明のため記載したものです。条例第21条表として掲載したものではありません。紛らわしくなり失礼しました。 ②ご指摘ありがとうございます。条例改正に当たっては、総務部担当部署と協議して正確を期してまいります。 ③ご指摘のとおり、超過使用料として賦課となる単価10円設定に伴って、超過使用料寄りの改定を行うことも案として考えられます。また、第4回審議会の中でご質問いただきましたとおり、基本使用料に含めていた基本水量を廃止することに伴い、基本使用料を引き下げることも考え方のひとつであり、そうした事業体もございます。 単価10円は、過度な負担の増加とならないよう配慮した単価設定であり、将来的には、他の段階の単価とのバランスを検討していくことが必要であると考えております。平均改定率の配分について、シミュレーションを行いましたので、ご審議をお願いいたします。
妥当案と考えます。	ご意見いただきありがとうございます。

中核市及び県内市の基本使用料収入と超過使用料収入に関する比較資料（令和7年度 第4回経営審議会資料2抜粋）

図3-5　中核市（45市）の年間使用料に占める基本使用料の割合（令和６年度　回答市のみ）

長野市	38.3%
最高	47.0%
最低	5.0%
平均	30.2%



※　図3-1に記載された中核市の順番に基づいて作成

2. その他ご意見ご質問

(1) ご意見・ご質問と回答

自由記載	事務局からの回答
今年4月から、PFOS・PFOAが水道水質基準項目に追加されましたが、長野市における現在の対応状況について教えてください。 水質基準化に伴い、これまでの監視・検査体制や検査頻度、浄水処理等について変更・強化した点はありますでしょうか？ また、これまでPFASの発生源については明確になっていないとの説明がありましたが、その後、発生源の調査や原因究明について進展があれば教えてください	本日の議事(5)にて説明します。
前回、Zoomにて参加しましたが、発言者によって聞きづらい場面が多々ありました(前回に限らず毎回)特に女性の声が全く聞こえず、ボリュームを最大にしても、文字変換しても理解不能でした。ほかのZoom会議ではそのようなことはありません	機器の調整等により改善を図ります。
下水道は昔は料金(設定)が無かったと思います。水洗化が進み、便利で快く生活できる環境に感謝しています。上水道と下水道使用はどこでも同じではないかと自宅前の畑に水を撒いている友人もいます。どのように計算されているのか知りませんが、数字を常に考え私たちの生活への道を示してくださる関係職員の皆様に敬意を表します。	下水道整備は、整備区域を徐々に広げてきた経緯があり、下水道接続いただいた使用者の方には使用料をご負担いただいております。